海水浴場等における 新型コロナウイルス感染症の 感染防止対策ガイドライン

西尾市

令和3年6月改訂(第2版)

1 趣旨

令和2年4月7日に発令された「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」が解除された後も、新型コロナウイルス感染症の感染リスクは抑えていかなければならない状況にあると考えられます。

西尾市の海水浴場は、例年多くの来場者があることから、今年も海水浴場を開設すれば、市内外から多くの人がグループ単位で来場し、感染症のリスクが高い「密集」・「密接」・「密閉」の状態となることが想定されます。

地域の経済特性等を鑑み、海水浴場の開設に向けて準備を進めることとします。そこで、海水浴場を開設するにあたり、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を、ガイドラインとして取りまとめました。

2 基本的な考え方

海水浴場は、オープンエアーで自然換気がありますが、海水浴場や売店、駐車場等に多くの人が集まり、「密集」・「密接」・「密閉」になることにより、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが高まることが問題になります。

このような海水浴場の特性を十分理解したうえで、海水浴場を開設する場合には、 海水浴場や売店等での「密集」・「密接」・「密閉」を防ぎ、新型コロナウイルス感染症 の感染を防ぐ取組みを徹底して行うことが必要と考えます。

3 海水浴場等における感染防止対策について

- (1)海水浴場開設者が行うべき感染防止対策
 - ・砂浜では、ソーシャルディスタンス(人との間隔をできるだけ2m、最低1m空 けること)を確保するための対策を講じる。
 - ・ソーシャルディスタンスの確保について、場内放送により1時間に1回程度呼び 掛けるとともに、巡回して注意を行う。
 - 人が集中する海上遊具(浮き島など)は設置しない。
 - 手洗い設備やシャワーの場所を明示するとともに、手洗いやシャワーの励行を場 内放送により徹底する。
 - シャワーについては、隣接するシャワー設備を使用しないこととし、間隔を空けて利用する。
 - トイレ清掃は毎日実施し、洗面台に界面活性剤入りハンドソープ等を用意すること。
 - 市が感染防止対策で取り組む内容を利用者が見える場所に掲示する。
 - ・ 海水浴場等利用者の行動例((3)参照)をホームページや掲示板等により事前

に周知する。

- 海水浴場内においてミニイベントを行う場合は、愛知県により示された「イベント開催時の必要な感染防止策」に基づき実施すること。
- 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)の利用を促すこと。
- ごみは感染防止の観点から適切に処理すること。
- ・監視所では換気に配慮すること。
- ・監視者の健康チェックを実施すること。
- 監視者にマスクやフェイスシールドなどの個人防護具を備えること。
- ・救護者の情報(氏名、連絡先など)を記録に残し、疫学調査ができる体制を整備すること。

(2) 売店・シャワー(更衣室)・駐車場等の運営者が行うべき感染防止対策 ア 共通事項

- ・施設内の密集を避けるために、椅子やテーブルの間隔を広くするなど、ソーシャルディスタンスを確保するための対策を講じること。
- 利用する客が順番を待つときは、床に間隔を示すテープを貼るなどし、前後に十分なスペースを確保すること。また、熱中症対策を実施すること。
- 施設の換気を徹底すること。
- 運営者が感染防止対策で取組む内容について、利用者が見える場所に掲示すること。
- ・海水浴場等利用者の行動例((3) ウ参照)を利用者が見える場所に掲示すること。
- 施設に消毒液(消毒用アルコール等)を設けて、利用者に手指消毒を徹底させること。
- ・複数の利用者が触れると考えられる場所(ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等)については、アルコール又は次亜塩素酸ナトリウム液(別紙「参考 0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方」)で消毒すること。
- 従業員の出勤時に体温を計測し、発熱や風邪の症状がみられる場合は勤務に従事 させないこと。
- ごみは直接触れず、しっかり縛り、封をして処理すること。
- 現金は手渡しで受け取らず、コイントレイなどを使用すること。

イ 飲食販売施設・売店等

- ・従業員のマスク着用、手洗い、手指消毒等を徹底すること。
- 施設の換気を徹底すること。

- ・飲食物については、直接手渡し販売しないこと。
- 利用者が施設内に入った時の手指消毒と、食事前の手洗いを徹底させること。
- 施設への勧誘等を行わないこと。(声掛け、デリバリー販売等)
- ・レンタル物品(うきわ、パラソル等)については、貸出前及び貸出後に清拭等により、消毒を実施すること。

ウ シャワー(更衣室)

- 更衣室やシャワー室は密集を避けるために、個室とするか十分な広さを確保すること。
- ・シャワー室に次亜塩素酸ナトリウム液を設置し、使用後は利用者にシャワー室内 に散布するよう促すこと。

エ トイレ

- 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行うこと。
- トイレの蓋を閉めて流すよう表示すること。
- トイレ清掃は1日のうち定期的に清掃を行う。
- 手洗い場に手指消毒用の消毒液を設置すること。
- 毎日、定期的にトイレの床や壁を次亜塩素酸ナトリウム液で消毒を行うこと。

上記のほか、以下のガイドラインを参考にしてください。

【飲食店】

外食業の事業継続のためのガイドライン(令和2年5月14日一般社団法人日本フードサービス協会、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会)

【更衣休憩所等】

社会体育施設の再開に向けた感染拡大防止予防ガイドライン(令和2年5月14日スポーツ庁)

(3) 海水浴場等利用者の行動例

(厚生労働省の「「新しい生活様式」の実践例」を参考)

ア 海水浴場への往復

- 海水浴場へ行く前に体温測定、健康チェックする。
- ・体調がすぐれないときには、海水浴場に行かない。
- ・公共交通機関で移動するときは、すいている時間を選び、会話は控えめにする。
- ソーシャルディスタンスを徹底する。

- ・咳エチケットを徹底する。
- 乗り物の中では、グループの人たちと対面でなく横並びで座る。
- ・海水浴場が閉まった後は、速やかに帰宅する。
- ・途中で買い物等するときは、少人数で行う。
- ・ 海水浴場の近隣住民の感染防止のために、ごみは持ち帰る。
- 家に帰ったらできるだけすぐにシャワーを浴びて着替える。
- 手洗いは30秒程度かけて、水とせっけんで丁寧に洗う。

イ 海水浴場

- ソーシャルディスタンスを確保する。
- グループの人たちとは対面でなく横並びで座る。
- ・砂浜で食事するときも、食事の前に手洗い、手指消毒をする。
- ・帰る前は手洗いを実施し、シャワーを浴びる。
- ・施設勧誘や販売促進行為はしないこと。(声掛け、デリバリー販売等)
- ごみは感染防止の観点から適切に処理すること。(密閉して縛り、捨てる)
- テントを使用する際は、密接等にならないよう気を付けること。

ウ売店等

- ・更衣室での着替えはすみやかに、少人数ですいた時間に行う。
- ・レジに並ぶときは、前後に十分なスペースを取る。
- 入口で手指消毒を行い、食事の前には手洗いを行う。
- ・ 多人数での会食は避ける。
- ・対面ではなく横並びで座る。
- 会話は控えめにする。
- グラスなどの回し飲みは避ける。
- ・売店等を利用する際は、マスク着用を心がける。

エ トイレ

- 不特定多数が接触する場所は、触らない。
- トイレ使用後は、蓋を閉めて流す。
- トイレ使用後は、手洗いと手指消毒をする。
- ※ 過去2週間以内の体調不良者、海外からの帰国・入国ならびに、新型コロナウイルス感染症に関わる健康観察対象者、自宅療養中の方は来場を控えてください。